

## 1 肥料販売の届出

### (1) 肥料販売届出について

肥料を販売する場合は、生産届出の他に販売業務の開始届出が必要。また、変更が生じたり、販売を廃止する場合も届出が必要。

### (2) 届出の種類について

届出書の名称	内 容	期 限
肥料販売業務開始届出書	肥料の販売を開始する場合	販売開始後2週間以内
肥料販売業務開始届出事項変更届出書	上記の届出事項に変更が生じた場合	変更が生じた日から2週間以内
肥料販売業務廃止届出書	肥料の販売を廃止する場合	販売を廃止した日から2週間以内

### (3) 届出に必要な書類等について

#### ① 新規に肥料を販売する場合

(ア)肥料販売業務開始届出書：正副2部

(イ)添付書類：登記簿（写し可）

#### ② 届出事項に変更が生じた場合

届出が必要な変更内容

i 氏名及び住所      ii 販売する事業場の所在地      iii 保管する施設の所在地

(ア)肥料販売業務開始届出事項変更届出書：正副2部

(イ)添付書類：登記簿抄本（写し可）

#### ③ 肥料の販売を廃止する場合

(ア)肥料販売業務廃止届出書：正副2部

## 2 届出先について

### (1) 届出先について

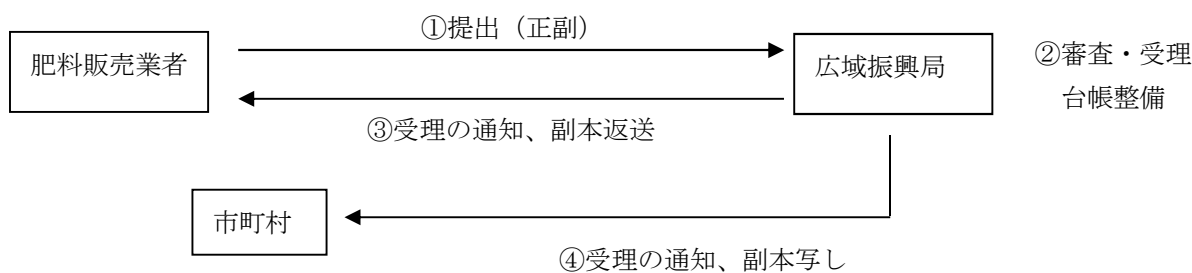
住所地を管轄する広域振興局の農政（林）部に提出する（郵送可）。

※住所地とは、主たる事務所の所在地、または販売を行う事業場の所在地（事務所が県外の場合）

住所地	広域振興局名	住所及び電話番号
盛岡市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町	盛岡広域振興局農政部	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話 019 (629) 6597
奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町、一関市、平泉町	県南広域振興局農政部	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 電話 0197 (22) 2841
大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村	沿岸広域振興局農林部	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話 0193 (25) 2704
久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	県北広域振興局農政部	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話 0194 (53) 4983

## (2) 届出の流れ

肥料販売業務開始届出等



## 3 帳簿の備え付け報告

### (1) 帳簿の備え付け（肥料の品質の確保等に関する法律第二十七条）

#### ① 肥料販売業者における帳簿の備え付け

肥料の販売業者は、その都度、流通させた肥料の名称、数量、年月日、相手方の氏名（名称）を帳簿に記載しなければならない。

#### ② 帳簿の保存期間 2年間

### (2) 報告の徴収（肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第四条）

#### ① 業務についての報告義務

肥料の販売業者は、毎年2月末日までに、その前年において販売した肥料について、肥料の種類別にこれらの数量を知事に報告しなければならない。

#### 4 届出書の記載にあたっての留意点等

##### (イ) 肥料販売業務開始届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増拓也 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 本県内にある保管する施設の所在地

※作成上の注意 正副 2 部提出すること

## (ロ) 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増拓也 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

「肥料販売業務開始届出書」を提出した日付を記載する

2 変更した事項

例) 代表者氏名

新 ○○ ○○

旧 △△ △△

3 変更した理由

例) 異動による

届出が必要な変更

・氏名・住所

(法人名・代表者氏名・事務所の所在地)

・販売業務を行う事業場の所在地

・保管する施設の所在地

※作成上の注意

正副2部提出すること

## (ハ) 肥料販売業務廃止届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増拓也 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

「肥料販売業務開始届出書」を提出した  
日付を記載する

※作成上の注意 正副2部提出すること

参考様式

## 肥料出荷（販売）台帳 令和 年

月	日	肥料名（届出名）	出荷量（t）	出荷先名	出荷先都道府県
1月	日				
	日				
	日				
2月	日				
	日				
	日				
3月	日				
	日				
	日				
4月	日				
	日				
	日				
5月	日				
	日				
	日				
6月	日				
	日				
	日				
7月	日				
	日				
	日				
8月	日				
	日				
	日				
9月	日				
	日				
	日				
10月	日				
	日				
	日				
11月	日				
	日				
	日				
12月	日				
	日				
	日				